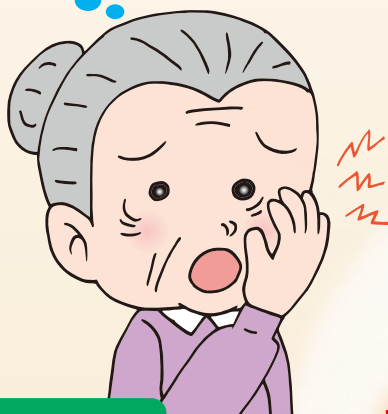


# ◆くらしとしごとの相談◆

## (生活困窮者自立支援制度)

仕事がなかなか見つからない、住むところがない、家賃を滞納しているなど、まずはお困りごとをお聞かせください。専門の支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族など、周りの方からのご相談も受け付けています。

生活に  
困っている



将来が  
不安



住むところ  
がない



家賃を  
払えない



ひとりで  
抱え込まずに  
まずはご相談  
ください。

仕事が  
見つからない



### 【相談窓口】

中央区役所

福祉保健部生活支援課 相談調整担当

(中央区築地1-1-1 4階)

☎03-3546-5303

(受付時間:午前9時~午後4時30分)

E-mail: jiritsu\_sodan@city.chuo.lg.jp

※相談は無料です。



# 一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、問題解決に向けた支援を行います。

## 自立相談支援事業

あなただけの支援プランを作ります。

生活に困りごとや不安を抱えている場合は、まずは相談窓口にご相談ください。支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

## 就労支援事業

働きたい、を応援します。

なかなか就職できない、仕事が続かない、応募書類が作成できないなど、就労に関する問題を一緒に考え解決します。専門の支援員による細やかな相談と仕事の紹介・ハローワークとの一体的な就労支援により安定した就労を目指します。

## 住居確保給付金の支給

家賃相当額を一定期間支給します。

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

## 家計改善支援事業

家計の立て直しをアドバイス。

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

## 就労準備支援事業

社会参加への第一歩を支援します。

日常生活自立(規則正しい生活や適切な身だしなみ等)に関すること、社会生活自立(挨拶や基本的なコミュニケーション等)に関すること、就労自立(ビジネスマナー講座や履歴書の作成指導等)に関する支援を行います。

## 一時生活支援事業

一定期間宿泊場所や衣食を提供します。

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。あわせて、退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※「住居確保給付金の支給」、「就労準備支援事業」、「一時生活支援事業」については、一定の資産・収入に関する要件を満たしている方が対象です。

※各事業のほか、関係機関等と連携し、適切な支援機関にもつなぎます。

## 相談から支援までの流れ(相談無料・秘密厳守)

